

令和3年第12回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年12月24日（金）

江東区教育委員会

令和３年第１２回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和３年１２月２４日（金）午前１０時００分
- 2 閉会年月日 令和３年１２月２４日（金）午前１０時４８分
- 3 開 会 場 所 江東区役所（７１・７２会議室）
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出 席 職 員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長、古川文化観光課長
- 6 議 題
 - 日程第１ 議案第２８号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第２ 議案第２９号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 - 日程第３ 議案第３０号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第４ 議案第３１号 江東区文化財の指定
- 7 報 告 事 項
 - （１）令和３年第４回区議会定例会（教育委員会関係）について
 - （２）令和３年度文部科学大臣教育者表彰被表彰者の決定について
 - （３）令和３年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について
 - （４）令和４年度新１・７年生の学校選択制度の抽選結果について
 - （５）令和３年度給食保健関係表彰について
 - （６）令和３年度校（園）長・教育管理職選考等の結果について
 - （７）令和４年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止について
 - （８）江東区文化財の登録について
- 8 追 加 報 告 事 項
 - （１）新型コロナウイルス感染症の対応について
- 9 審 議 概 要
本 多 教 育 長 それでは、ただいまより、令和３年第１２回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第28号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第28号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和3年12月24日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

大町学務課長 それでは、議案第28号について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料1を御覧ください。本件につきましては、7月20日の本委員会並びに8月30日の区議会文教委員会で御協議、承認をいただいたものとなります。

まず、1の改正の概要でございますが、令和4年3月に完成予定の2つのマンション、豊洲五丁目のブランズタワー豊洲と亀戸六丁目のプラウドタワー亀戸クロスの通学区域につきまして、それぞれ深川第五中学校から有明西学園後期課程へ、また、亀戸中学校から第三亀戸中学校へと変更するための改正となります。

2の改正の理由ですが、これらのマンションを現状の通学区域のままいたしますと、将来的に深川第五中学校と亀戸中学校の教室数が不足するおそれがあり、この2校の収容上の負荷を軽減するためでございます。

2ページは、規則改正の新旧対照表でございます。下線でお示した部分を変更いたします。

1ページにお戻りいただきまして、4の施行日については、本日、令和3年12月24日を予定しております。

簡単ではございますが、御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、上記の議案を提出する。令和3年12月24日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

棚瀬江東図書館長 それでは、議案第29号について御説明いたします。資料2を御覧ください。

1、制定の理由でございますが、江東区立図書館条例につきましては、白河こどもとしょかんを移転し、新たに江東区立こどもプラザ図書館を設置するため、令和3年度第2回区議会定例会で一部改正を行ったところですが、その施行期日について別途教育委員会規則で定める日から施行するとしておりましたので、今回、その施行期日について定めるものです。

2の施行期日を御覧ください。（1）江東区立こどもプラザ図書館の名称及び位置についての規定等、本条例の改正につきましては、指定管理者の指定期日と同日の令和4年5月1日といたします。なお、同施設につきましては、5月中旬の開館を予定しているところです。

ただし、白河こどもとしょかんの閉館に伴います、（2）の分館の運営に関する規定につきましては、施行日を同館の閉館日の翌日の令和4年2月1日といたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第30号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第30号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和3年12月24日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

棚瀬江東図書館長 それでは、議案第30号について御説明いたします。資料3を御覧ください。

1、改正の理由ですが、白河こどもとしょかんの閉館に伴い、分館に関する規定を削除するとともに、規定の所要の整備のため、江東区立図

書館条例施行規則の一部を改正するものです。

2、改正の概要を御覧ください。（１）、分館である白河こどもとしょかんの閉館に伴い、分館の運営に関する規定を削除いたします。

また、（２）、その他の規定の整備として、現に図書館で行っている手続につきまして、改めて明確に分かりやすく規定に定めるものでございます。

具体的な条例施行規則の変更箇所につきましては、3、新旧対照表にあるとおり、2ページから4ページを御参照ください。

また、1ページにお戻りいただきまして、4、施行日につきましては、白河こどもとしょかんの閉館日の翌日の令和4年2月1日といたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第4 議案第31号 江東区文化財の指定を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第31号 江東区文化財の指定、上記の議案を提出する。令和3年12月24日。提出者、江東区教育委員会。令和2年11月26日、江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、令和3年11月25日、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

古川文化観光課長 資料4を御覧いただきたいと思います。江東区文化財の指定について御説明いたします。

対象は新大橋橋名板3点、附架橋工事技師在銘板という形で、有形文化財の歴史資料として指定するものであります。所在地は新大橋3-1-15江東区立八名川小学校になります。本件は平成18年10月27日に文化財として既に登録されております。

裏面の2ページと3ページを御覧ください。本件は、3点の橋の名を記した橋名板と新大橋の建設に関わった技術者たちの名を記した銘板1点で構成されております。

①の一番大きな橋名板は、明治45年、1912年に新大橋が鋼鉄橋に架け替えられた際に江東区側の上部に掲げられていたもので、「志ん於ほはし」と右から左への横書きにより塗装で表記されております。さらにその下に、「SHIN・O・HASHI」とローマ字表記で橋名が

鋳鉄で形づけられ接合されています。また、文字を囲む形で鎖状の縁飾りが残っております。

次に、②と③は、共に南北の橋台翼壁の江東区側に取り付けられていたものであります。この2点は仮名と漢字でそれぞれ記されて、陽鑄で文字を高く表示する形になっております。

④は、明治期に新大橋の設計工事を管理した、当時、東京市土木部橋梁課の技術者名が陽鑄されたものでございます。

①、一番大きなものの文字板が接合され、橋名と縁飾りには金メッキが施されたと考えられますが、経年劣化、もしくは震災か戦災などの影響で剥落しておりまして、文字の部分は塗装へと切り替えられ、また、修正が重ねられた可能性があります。同様に文字の周囲の縁飾りは年数を経て劣化・剥落したことがうかがえますが、一部は当時の形態を伝えております。

このように、剥落・修正が確認されるんですが、橋名板3点、工事技師在銘板というのは、近代土木技術を学んだ日本人土木技師と装飾を担当した建築技師が新大橋を設計したことを示しておりまして、歴史及び価値を現在に伝える貴重な土木資料となっております。

現在、八名川小学校に残されている背景には、当時、地域住民の方々、PTAを中心とした方々の努力の結果、江東区側に残されたという歴史となっております。こうした文化財的な価値が評価されまして、文化財保護審議会で区の有形文化財として指定するよう答申を受けたものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

私からよろしいでしょうか。とてもいいことだと思います。ただ、今、課長から説明があったように、学校にあるということですので、今後、指定されるということで、学校と連携を図っていただいて、管理についてしっかりやっていただければと思います。

また、①の橋名板は外に置かれているところもあるので、特にその辺のところでは管理について何か考えていること、今後工夫することとかはございますか。

古川文化観光課長 ①の部分だけが屋根とか柵がついて、勝手にいじれないようになっているんですが、外にある形で劣化が激しいところがございます。過去に区のほうで、これの修理をしたことがございます。今後、その辺の状況を確認しながら、必要な場合には修理を施す形であります。

その他の②、③、④については、現在、校長室に保管されていて、それほど劣化はしていない状況でございます。

本 多 教 育 長 よろしく願いいたします。
ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
これより、報告事項に入ります。議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項8を先に報告することといたしたいと存じます。
報告事項8 江東区文化財の登録についてを事務局より説明願います。

古川文化観光課長 資料12を御覧いただきたいと思います。江東区文化財の登録について御説明いたします。

対象は、四十八願名号祐海書というものです。有形文化財の歴史資料として登録するものでございます。所有者は亀戸9-32-3、牧野智子様でございます。

2ページ、裏面を御覧ください。本名号は亀戸の旧家であります牧野家に伝えられていたもので、令和元年に新たに発見されました。製作は宝暦6年、1756年、当時、住職の祐海が75歳のときというふうに考えられますが、そのときに製作されたと考えられています。祐天寺の祐海によって書かれた南無阿弥陀仏という名号に加えまして、彩色された蓮台や光明なども描かれていまして、軸装という形になっています。

牧野家では祐天に縁のある来迎図も所有しておりまして、同家の信仰の一端が伺えるところでございます。祐天寺でも同様の名号を所蔵しておりまして、現在確認されているものとして、これが2例目という形でございます。

本名号は、亀戸の旧家の信仰を伺うことができる歴史資料として価値のあるものであることから、このたび文化財保護審議会において区登録文化財として登録するよう、答申を受けました。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、他の公務のため退席いたします。

続いて、報告事項1 令和3年第4回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、令和3年第4回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料5を御覧願います。

令和3年第4回定例会は、11月25日の本会議で5名の代表質問が、

26日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で44本の質問がございました。このうち教育関連では資料に記載のとおり5本の質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料に記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず1人目、民政クラブの鈴木綾子議員は代表質問で、教育行政についてとして、小学校の英語教育と図書館についての質問がございました。英語教育につきましては、コロナ禍で成果が見られており、教員の研修や教科担任制も成果を上げている旨、答弁し、図書館の電子書籍の導入については、より効果的な実施方法を含め検討していく旨の答弁をいたしました。

2人目、公明党の高村きよみ議員は代表質問で、こども施策についてとして、コロナ禍における児童生徒の不登校や心の健康に関する質問と児童虐待予防に関する質問があり、不登校者数、出現率とも増加しており、コロナ禍の影響は大きいと認識し、相談体制の充実などの心のケアに努めている。また、児童虐待の顕在化も懸念され、見守る体制の強化に努めている旨の答弁をいたしました。

3人目、みらいの三次ゆりか議員は代表質問で、こどもの事故防止についてとして、水辺事故と節分の豆の誤嚥事故についての質問があり、学校の着衣泳におけるライフジャケットの着用体験は今後の研究課題とし、節分行事の注意喚起等については、既に各施設に周知をしている旨の答弁をいたしました。

4人目、民政クラブの徳永雅博議員は通告質問で、35人学級、教科担任制、部活動についてそれぞれ課題と今後の取組方針を問う質問で、35人学級は学びの質の確保、教科担任制はこれまでの実績を生かした対応、部活動は専門性の高い人材の確保を課題と認識し、対応していく旨の答弁をいたしました。

5人目、公明党の河野清史議員は通告質問で、地域学校協働本部に関する支援や、シニア世代や大学生等の人材活用の質問があり、コロナ禍でも学校地域と緊密に打合せを行い、活動の維持、継続につなげるとともに、研修会、情報交換会を適宜開催してきた。また、シニア世代人材の確保と大学生等の積極的な参加を呼びかけていく旨の答弁をいたしました。一般質問につきましては、以上でございます。

次に、特別委員会について御報告申し上げます。11月29日に一般会計補正予算第6号を審査する令和3年度予算審査特別委員会が開催されました。補正予算の審査につきましては、11月12日に教育委員会におきまして御審議いただき、教育委員会として、私立学童クラブのWi-Fi環境の整備に対する費用助成に係る経費を計上し、250万円を増額補正しております。なお、今回の補正予算審査におきましては、教育に関する質疑はございませんでした。

次に、１２月６日の文教委員会につきまして、御報告いたします。５ページを御覧願います。議題は記載の３２件でございます。

まず議題１、議案第６９号は、１１月１２日の教育委員会定例会で御審議の上、御可決いただいたもので、もみじ、小名木川幼稚園の今年度末の廃園に伴う条例の改正について、賛成多数で可決されました。

次に、議題２、議案第７３号でございますが、こちらは１１月２４日の教育委員会臨時会で御審議の上、御可決いただいたもので、人事委員会勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定する条例案について、賛成全員で可決されました。

次に、議題３から３２までは、いずれも継続審議となっている陳情で、これまでの審議経過等を説明し、議題１４の１陳情第５７号につきましては、区において区立高等学校の設置を求めるものであり、これ以上の審査はなじまないとして採決が行われ、賛成全員で不採択となっております。その他の陳情につきましては、引き続き継続審査となっております。議題につきましては、以上でございます。

次に、２の報告事項でございます。報告事項は資料に記載のとおり１２件でございますが、いずれも教育委員会におきまして、報告または御審議いただいている案件でございますので、御説明は省略させていただきます。

以上が、令和３年第４回区議会定例会の教育委員会関係についてでございますが、最後に、１２月１５日の本会議最終日に追加議案として、子育て等臨時特例支援事業補助金を内容とする一般会計補正予算第７号が提出され、即日審査の上、可決されてございます。

また、１２月２８日に臨時本会議が招集されまして、生活困窮世帯を対象とする臨時特例給付金事業を内容とする一般会計補正予算第８号について、審査、採決が行われる予定となっております。

長くなりましたが、以上、令和３年第４回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 高村きよみ議員のこども施策の中で、質問も答弁もそうなんですが、アウトリーチという言葉が出ていますけど、これは日本語でいうとどういう意味なんですか。

杉村事務局次長 簡単に言いますと出前という感じになるかと思いますが、その場に出かけていってということで、こちらから行って対応していくことになります。

鈴 木 委 員 そうすると、答弁の中に出ているんだけど、「文化コミュニティ財団

のアウトリーチ事業」と書いてあるんですけども、これは何を示しているのでしょうか。

飯塚指導室長 これは各学校に出向いて、コンサートであるとかいったものを実施する意味合いでございます。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございました。

本多教育長 文化コミュニティ財団でいうと、こどもたちがティアラなどの会場に行って見るのではなくて、やる方々がバレエやオーケストラなどといった小さい単位で学校に出向く形でやっている事業です。
ほか、いかがでしょうか。

眞貝委員 学校支援地域本部から地域学校協働本部にという、名称の違いと内容の違いについて改めて確認したいのですが。

河野地域教育課長 地域学校協働本部については、令和2年4月1日から名称を変えてスタートしたということです。内容的には支援本部を引き継いだ形で、全ての小中学校、義務教育学校に設置したということなので、改めた形で形式を整えたと位置づけしてございます。
ですので、内容は、より一層活発に動いていくべきところにあって、コロナ禍においては会議自体も自粛しているということでなかなかその辺の活動ができていないところで、非常に残念に思っているところではございますけれども、内容的には学校支援地域本部を引き継いだ形で協働本部の形になっているということです。

本多教育長 細かく言うと、ボランティアでやる方々に対してとか、様々手当を支払われる方の範囲が変わってくるとか、あと、主任コーディネーターの方々の役割が少し明確になってくるとかいった部分で、今までの学校支援地域本部よりもさらにパワーアップしたというか、学校をしっかりと支えるものとして、プラットフォームをしっかりとつくっていく形になる部分で、発展的によりよいものになってきたと御理解いただければと思います。よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和3年度文部科学大臣教育者表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは、報告事項2について御説明いたします。資料6を御覧ください。

文部科学省では、毎年、学校教育の振興に関して特に功績顕著な教育者の功労をたたえて、文部科学大臣表彰を行っております。

今年度は、赤堀美子江東区立有明小学校長が受賞されました。赤堀先生は、令和元年度、2年度は東京都公立小学校長会の副会長、そして、全国連合小学校長会の調査研究部長を務めるなど、東京都や全国の小学校長会の役員として都の教育推進に貢献いたしました。

また、本区においては、指導主事、そして統括指導主事を合計7年務め、区全体の学校教育の充実に努めたほか、今年度は江東区小学校長会の会長を務めるなど、本区の教育推進にも大きく寄与したところでございます。

また、さらに、道德教育に関する専門性も高く、江東区のみならず、今年度は都においても道德教育の推進委員を務め、東京都小学校道德教育研究会の会長を務めるなど、道德教育を推進させる中心となっているところでございます。

本件についての表彰式でございますけれども、今月12月17日、文部科学省で執り行われたことを御報告いたします。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、報告事項3について御説明いたします。今度は資料7を御覧ください。

東京都教育委員会では、都の教育の発展や学術、文化の振興に貢献して、その功績が顕著かつ勤務成績の優秀な職員ですとか、優れた教育実践活動、さらに研究活動を行っている学校やグループの功労をたたえ、毎年表彰を執り行っております。

江東区では、今年度2名の方が受賞されました。まず、塚田早弥香主幹教諭になります。教諭は、本区の国語の授業力向上アドバイザーを務めまして、若手教員に指導方法などについて指導、助言を行っているほか、国語のこうとう学びスタンダードのプロジェクトチームの一員として、令和元年度、2年度には指導資料の改訂に携わり、本区の中核教員として活躍しております。さらに、江東区立中学校俳句部の顧問といたしまして、本区の俳句教育の推進にも尽力され、平成29年度にはGood Coach賞を受賞しております。

もう一人の方は長田健太主幹教諭です。当該教諭は、本区の体育の授業力向上アドバイザーを務め、若手教員に指導方法などについての指導や助言を行うとか、いじめ問題対策連絡協議会の委員として、児童が主

体的にいじめ問題について考え、問題解決に向けた取組を実践して、いじめ問題の解決に向けた熱心な活動を行ってきたところでございます。さらに、情報教育専門委員会の委員として、本区の情報教育の推進に向けた取組の中核教員として活躍もされております。

なお、この2名の方の表彰式につきましては、来年2月9日を予定しているところでございます。

本件は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

先ほどの赤堀校長もそうですが、この両名は本当に江東区で御活躍いただいていて、こうやって表彰されることは非常にうれしいことだと思います。今後もこうやって多くの教職員が表彰されるといいなと思います。よろしく願いいたします。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和4年度新1・7年生の学校選択制度の抽選結果についてを説明願います。

大 町 学 務 課 長 それでは、資料8をお願いいたします。令和4年度新1・7年生の学校選択制度の進捗につきましては、前回11月24日の本委員会におきまして、選択の一次結果まで御説明をさせていただいたところです。その後、選択希望校の変更を受け付けた後、11月26日に二次結果といたしまして、抽選校と無抽選校を公表し、12月7日に小学校及び義務教育学校前期課程、12月8日に中学校及び義務教育学校後期課程の抽選を実施いたしました。

その結果をまとめたものが本日の資料でございまして、1ページが小学校等、2ページが中学校等となっております。本日は1ページの2、抽選結果の表で御説明いたします。

まず、Aの欄が、二次結果における通学区域外からの入学希望者数でございます。その後、抽選までの間に区外転出があった場合のBを差し引きましたCの欄が抽選日当日の対象者数となっております。小学校等では122人が、中学校等では951人が抽選の対象となりました。

これに対しまして、抽選日当日には、無抽選校の当選者の決定を加味したり、今後の私立中学校等への入学者を一定数見込みまして、Dの欄に記載のとおり、当選者数を決定したところです。小学校等では35人が、中学校等では71人が当日の当選となっております。その結果といたしまして、CからDを引いたEの欄が補欠者数となっております。

抽選結果については、12月9日からホームページで公表させていただいております。また、今後は私立学校への入学決定等を反映いたしまして、補欠順位の高い方から繰上げが行われることとなります。

学校選択抽選結果についての説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項５ 令和３年度給食保健関係表彰についてを説明願います。

大 町 学 務 課 長 恐れ入ります。資料９を御覧ください。今年度の給食保健関係の表彰をまとめたものでございます。

まず、文部科学大臣表彰、東京都教育委員会表彰、区政功労者表彰につきましては、本区で学校保健に御尽力いただいております学校医、学校歯科医、学校薬剤師のうち、従事年数、実績等に基づき、顕著な功績があった方を推薦し、審査を経て表彰されたものでございます。また、東京都学校歯科医会表彰は、各学校の歯科保健の取組について功績が認められたものです。

なお、正式な表彰が来年に入ってから行われるものもございすけれども、いずれも既に内定通知を得ていることを申し添えます。

甚だ簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項６ 令和３年度校（園）長・教育管理職選考等の結果についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 令和３年度校（園）長・教育管理職選考等の結果について御報告いたします。資料１０を御覧ください。

本年１０月の定例会において選考の受験状況について報告いたしました。このたび、最終結果が発表となりましたので、御報告いたします。

線の右下の数字が昨年度の結果で、最終合格者数を受験者数で割り、合格率をパーセントで示したものを最後の列に記載しております。

まず、幼稚園の結果でございます。園長選考受験者はありません。副園長選考につきまして、幼稚園の欄の２段目を御覧ください。２名が受験し、２名とも一次選考に合格しております。最終の結果発表は来年の２月になります。

次に、小中学校の結果でございます。まず、校長の選考結果です。小学校の欄の一番上の段を御覧ください。小学校は２３名受験し、最終合格者は５名で、合格率は２１．７％でした。

次に、中学校です。中学校の欄の一番上の段を御覧ください。中学校は６名受験し、最終合格者は３名で、合格率は５０％でした。

なお、記載はありませんが、東京都全体では、小学校の校長受験者は５７５名、最終合格者は１３９名で、倍率は４．１倍でした。中学校の校長受験者は１６７名、最終合格者は７０名で、倍率は２．４倍でした。

次に、小中学校の教育管理職候補者選考の結果についてでございます。主に指導主事となるA選考、主に副校長となるB選考、共に一般と推薦との記載があります。推薦区分は校長及び教育委員会の推薦を受けて、一次選考である筆記試験が免除となり、二次選考の面接選考のみのものであります。一般が一次選考、二次選考を受けるものとなっております。C選考は年齢50歳以上が対象で、原則、合格した次の年度に即戦力として副校長に昇任となる選考です。

まず、小学校です。小学校の欄を御覧ください。A選考は推薦区分で3名受験し、1名が合格しております。B選考は推薦区分で12名が受験し、7名が合格しております。C選考は一般区分で2名受験し、1名が合格しております。

次に、中学校です。中学校の欄を御覧ください。A選考は一般区分で1名受験し、合格者1名、推薦区分で2名受験し、2名合格しております。B選考は一般区分で1名受験し、1名合格、推薦区分で3名受験し、3名合格しております。なお、中学校では、C選考は受験者がおりません。

なお、記載はありませんが、東京都全体の状況です。A選考、小学校は、一般推薦区分を合わせて76名が受験し、最終合格者は52名、倍率は約1.5倍でございます。中学校は一般推薦区分を合わせて42名が受験し、最終合格者は30名、倍率は約1.4倍。次に、B選考、小学校は一般推薦区分を合わせて273名が受験し、最終合格者は185名、倍率は約1.5倍。中学校は一般推薦区分を合わせて84名が受験し、最終合格者は79名、倍率は約1.1倍となっております。次に、C選考、小学校は一般推薦区分を合わせて27名が受験し、最終合格者は21名、倍率は約1.3倍でございます。中学校は一般推薦区分を合わせて16名が受験し、最終合格者15名、倍率は約1.1倍となっております。

今後も受験者の確保に努めるとともに、教育管理職の資質能力の向上を図ってまいります。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和4年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 令和4年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止について御報告いたします。資料11を御覧ください。

本事業は、江東区立中学校第3学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際化に対応した人材の育成を図るものでございます。

1、目的です。外国でのホームステイ等を通して、その国の家庭生活や自然、文化、習慣などに触れ、国際的視野を広げるとともに、帰国後、学校や地域社会にその経験を生かし、広げる活動を行い、自信を持って国際社会に貢献できる人間を育成するものでございます。

2の留学日程については、留学期間は以下のとおり、留学先はバンクーバー、スクオミッシュ、サレー市ということで、留學生徒数は42名でございます。

中止の理由について御説明いたします。今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、1にあります生徒の健康、安全を確保した状況での実施が困難であること。現在、渡航先としているカナダは、外務省から渡航中止が勧告されています。また、カナダ政府の、日本からの渡航者、日本人に対する入国制限措置は一部緩和されましたが、入国後に発症、発熱をした際の隔離措置等は継続しており、留学期間中の生徒、引率教員の安全確保が困難である。さらに、現在、日本政府は、カナダからの帰国者への帰国後14日間の隔離措置を求めています。今後の変異株の流行次第では、より強力な措置である入国拒否や施設等での隔離が実施される可能性があります。

2点目は、本来の短期留学の目的を十分に達成することが困難であること。姉妹都市であり、表敬訪問を予定しているサレー市ですが、新型コロナウイルス感染症が収束しない限り、訪問は受け入れられないという連絡を受けております。

保護者への周知を御覧ください。保護者には、今後、通知をもって周知する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

これで3回連続中止という形になります。楽しみにして、これに希望を抱いて入学した生徒もいると思うので、そういった部分については、期待に応えられなかったことについては申し訳ないと思いますけれども、これも生徒の健康、安全を第一に考えた上での判断で致し方ないかと思っています。

3回やっていませんので、要するに、次始めるに当たっては、かなり周知な準備が必要になってくるだろうと思っていますので、事務局にはそこも含めて、実施しないまでも、現地との連絡であったりとかいったことは確実にしていきながら、今後どうするのかも含めてしっかりと検討して準備させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、本報告を終了いたします。

続いて、本日は追加報告事項がございます。追加報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、追加報告事項となります新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。資料13を御覧願います。

表は令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に關しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載しているものでございます。

3ページ、表の一番下でございますが、こちらに12月23日、第三十一報として、卒業式、修了式の実施について学校園に通知を発出したしましたので、追記してございます。

4ページ、5ページをお開き願います。こちらは卒業式、修了式の実施についての通知でございます。通知では、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、規模を縮小して実施することとし、まず、卒業式について、1の(1)実施日は、記載のとおり、幼稚園は令和4年3月17日木曜日、小学校は令和4年3月24日木曜日、または3月25日金曜日、中学校は令和4年3月18日金曜日で、義務教育学校の後期課程を含む形になってございます。

次に、2の参加者でございます。卒業生、保護者、教職員を優先し、来賓は会場や学校の状況により判断することといたしております。なお、保護者につきましては、原則2名までとするとともに、来賓は最小限とし、区長、議長、教育委員及びその他の来賓者の参加はございません。また、在校生につきましては、最小限または教室等でオンライン参加といたしております。

次に、(3)実施について、1時間以内で終了するように内容を工夫すること。国歌斉唱、校歌斉唱を行い、その際はマスク着用を原則とすること。教育委員会告辞、区長挨拶、議長挨拶は文書配布とすること。来賓紹介は書面とすることを記載してございます。

また、(4)におきましては、感染予防策の徹底を記載してございます。

4ページの下には、小学校における実施イメージとして参考の式次第を記載しておりますので、御確認願います。

5ページに記載のとおり、2として修了式については、予定日に感染予防策を講じて、工夫して実施することといたしてございます。幼稚園の終業式につきましては、それぞれ小中学校における卒業式、修了式に準ずるものといたします。

最後に、その他といたしまして、式を縮小して実施することにつきましては、保護者、地域、招待者に対する事前の周知を確実に行之、理解を図るものとしてございます。以上が、卒業式、修了式の実施についてでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。下段に学校園・きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況について記載してございますが、一番下に記載のとおり、10月12日公表以降、感染者の発生

はございません。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもって、令和３年第１２回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。